

付録 7. 九州大学博士課程教育リーディングプログラム学生に対する授業料支援について

九州大学博士課程教育リーディングプログラム学生に対する授業料支援について

平成 25 年 8 月 20 日
総 長 裁 定

1. 趣旨

九州大学博士課程教育リーディングプログラム（以下「プログラム」という。）に選抜された優秀な学生（以下「プログラム学生」という。）に対して、経済的負担を軽減して学業及び研究に専念させるために、授業料に対する支援を実施する。

2. 支援額

授業料に対する支援金として、年度ごとに 1 人につき 10 万円を支給する。

3. 支援期間

支援期間は、九州大学大学院通則（平成 16 年度九大規則第 3 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する博士課程の標準修業年限内とする。

4. 支給要件

次のいずれかに該当する者に対しては、授業料に対する支援は行わないものとする。

- (1) 国費外国人留学生
- (2) 自国の政府機関等から授業料に相当する奨学金を受給している又は外国政府から派遣等により授業料等の不徴収の取り扱いを受けている外国人留学生
- (3) 日本学術振興会の特別研究員（DC1、DC2 を除く）として採用されている者
- (4) 他の団体等より奨学金等を受けている場合で、当該団体以外からの資金援助を受けることが認められていない者
- (5) 休学（支給年度の全期間にわたって休学となる場合に限る。）若しくは退学し、又は除籍となった者
- (6) 死亡した者
- (7) 懲戒処分を受けた者
- (8) 学業成績又は性行が不良であるとプログラムの企画・運営等を行う委員会等（以下「委員会等」という。）で認められた者
- (9) プログラム学生としてプログラムを履修しないこととなった者

5. 受給者の決定

プログラム責任者が、対象となるプログラム学生の支給要件を確認のうえ、委員会等での選考を経たのち、学生支援委員会で決定する。

6. 支給方法

支援金は、受給者の指定した受給者本人の口座への振込みにより支給する。ただし、

上記5の受給者の決定から支援金の支給までの間において、上記4に該当することが明らかになった場合は、支援金は支給しないものとする。

7. その他

- (1) プログラム学生が、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）第43条第3項に規定する授業料免除を申請することを妨げないものとする。
- (2) 本授業料支援については、平成30年度までに見直しを行うものとする。
- (3) 総長は、予算等の状況により支援金の減額又は支給の停止を行うことができるものとする。

8. 事務

九州大学博士課程教育リーディングプログラム学生に対する授業料支援に関する事務は、事務局各課等及び部局事務部の協力を得て、学務部において処理する。

附 記

この裁定は、平成25年8月20日から実施する。